

食品安全委員会（第５２６回会合）議事概要

日 時：平成２６年８月１９日（火） １４：００～１５：３８
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか６名出席
傍聴者：報道０名、行政機関５名、一般３名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・化学物質・汚染物質 １案件
水道により供給される水の水質基準の設定について
〔１〕ジクロロ酢酸 〔２〕トリクロロ酢酸

→厚生労働省及び担当委員の佐藤委員から説明。

評価要請のあった２物質については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、化学物質・汚染物質専門調査会で調査審議することとし、「クロロ酢酸」についても、併せて同調査会で調査審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 １品目
チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「マンデストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「チアベンダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬及び動物用医薬品「ダイアジノン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ダイアジノンの一日摂取許容量を0.001 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

- (5) 平成25年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

→調査・研究企画会議座長の佐藤委員及び事務局から説明。

報告があった8課題の事後評価結果について、それぞれの研究者に通知することとなった。

- (6) 平成26年度食品健康影響評価技術研究の追加採択課題（案）について

→調査・研究企画会議座長の佐藤委員及び事務局から説明。

平成26年度食品健康影響評価技術研究の追加採択課題について、案のとおり決定された。

- (7) 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会から入手した情報の利用等について」（平成26年2月実施）の結果について

→事務局から報告。

- (8) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年7月分）について

→事務局から報告。